

29 国際第 584 号

関税割当公表第 88 号

平成 29 年度下期の麦芽の関税割当てについて

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和 40 年農林省令第 13 号。以下「省令」という。）第 6 条の規定に基づき、麦芽（いつてあるかないかを問わない。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

平成 29 年 9 月 8 日

農 林 水 産 省

記

第 1 割当対象物品、割当数量及び通関期限

- 1 割当対象物品 麦芽
- 2 割 当 数 量 別途公表
- 3 通 関 期 限 平成 30 年 3 月 31 日

第 2 関税割当申請書受付及び関税割当証明書発給の担当課

農林水産省大臣官房国際部国際経済課

第 3 関税割当申請書の提出期間及び提出時間

1 提出期間

- (1) ビール用（発泡酒の原料となるものを含む。以下同じ。）及びウイスキー用
国税庁長官が発給する麦芽関税割当申請限度内示書（以下「内示書」という。）
の交付日から 7 日以内（なお、本公表に係る割当てに残量が生じた場合及び返
納された関税割当証明書に残存数量がある場合には、それらの数量についても、
関税割当申請の対象となる。）

(2) その他用

次に掲げる期間とする。

ただし、イ及びウに掲げる期間については、それ以前の期間に行われた申請

に対する割当てに残量が生じた場合及び返納された関税割当証明書に残存数量がある場合にのみ関税割当申請書を提出することができる。

ア 平成29年10月2日（月）から同年10月11日（水）まで

イ 平成29年12月1日（金）から同年12月5日（火）まで

ウ 平成30年2月1日（木）から同年2月5日（月）まで

2 提出時間 午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時まで

第4 関税割当申請者の資格

1 ビール用及びウイスキー用については、国税庁長官が発給する内示書の交付を受けた者

2 その他用については、ビール用及びウイスキー用以外の用途に麦芽を使用する者

第5 関税割当申請書に添付すべき書類

1 ビール用及びウイスキー用については、国税庁長官が発給する内示書

2 その他用については、麦芽使用計画数量等一覧表（別記様式）及び輸入麦芽の必要数量の根拠に関する資料

なお、国産麦芽を使用しない場合には、その理由等に関する資料

第6 第3の1の(2)について、本公表に基づく1回目の関税割当申請によって割当てを受けた者が2回目以降の申請を行う場合における特例

本公表に基づく1回目の関税割当申請によって割当てを受けた者が2回目以降の申請を行う場合は、関税割当申請書に添付する書類として、第5に定める書類のほか、2回目以降の関税割当申請を行う必要が生じた理由を示す書類を提出するものとする。

ただし、第5に定める書類（2の国産麦芽を使用しない場合の理由書を除く。）のうち、その記載内容が1回目の関税割当申請のときと変更のないものについては、その提出を要しない。

第7 割当基準

1 ビール用及びウイスキー用については、国税庁長官が発給する内示書の関税割当申請限度の範囲内で申請のあった数量を割り当てるものとする。

2 その他用については、申請数量の範囲内において、使用実績数量、使用計画数

量等を勘案して割り当てるものとする。

第8 関税割当証明書の発給

関税割当証明書の発給は、申請者が麦芽の関税割当てに関して法令等に違反した場合又は虚偽の申告をした場合には行わないものとする。

第9 内示書の交付申請

ビール用及びウイスキー用の内示書の交付申請については、「酒税法及び酒類行政関係事務マニュアルの制定について（事務運営指針）（平成21年6月26日付け課酒1-22ほか5課共同）」別冊第8章第7節の1 関税暫定措置法関係事務の定めるところにより、国税庁長官に行うものとする。

第10 その他

- 1 関税割当申請書の提出部数は2通（省令第1条）とし、その他の添付書類の提出部数は1通とする。
- 2 関税割当申請書等の記載方法等については、関税割当申請書等の記載要領について（平成15年6月30日付け15総合第1316号（平成25年3月11日付け24国際第1072号により一部改正））による。
- 3 関税割当証明書の有効期間の延長は、自然災害等関税割当てを受けた者の責によらない理由により貨物の到着が遅延した場合に行うものとする。（省令第3条第2項）
- 4 割当てを受けた物品の輸入を希望しなくなったとき又は通関期限を経過したときは、関税割当証明書を速やかに返納しなければならない。（省令第5条）
なお、平成29年10月以降、輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）の申告添付登録（MSX）を利用して割当てを受けた物品の輸入申告を行う者であって、関税割当証明書（表面）「数量及び単位」の欄に記載された数量の全部又は一部を返納する者にあつては、関税割当証明書システム管理終了結果情報の写しを添付するものとする。
- 5 関税割当てに当たり必要な書類の提出を別途求めることがある。

第11 関税割当てを受けた者の氏名等の公表

農林水産省は、本公表に基づき関税割当てを受けた者の氏名（名称）及び住所を農林水産省のホームページ、経済産業公報及び通商弘報において公表する。